

令和2年の税制改正で年末調整に影響するもの

作成：2020年8月

控除名	対象	内容	申告書名																								
給与所得控除	本人	<p>給与等の収入金額に応じて、給与所得控除額を控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与等の収入金額</th> <th>給与所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>162万5,000円以下</td> <td>55万円</td> </tr> <tr> <td>162万5,000円を超え180万円以下</td> <td>収入金額×40%-10万円</td> </tr> <tr> <td>180万円を超え360万円以下</td> <td>収入金額×30%+8万円</td> </tr> <tr> <td>360万円を超え660万円以下</td> <td>収入金額×20%+44万円</td> </tr> <tr> <td>660万円を超え850万円以下</td> <td>収入金額×10%+110万円</td> </tr> <tr> <td>850万円を超える</td> <td>195万円</td> </tr> </tbody> </table>	給与等の収入金額	給与所得控除額	162万5,000円以下	55万円	162万5,000円を超え180万円以下	収入金額×40%-10万円	180万円を超え360万円以下	収入金額×30%+8万円	360万円を超え660万円以下	収入金額×20%+44万円	660万円を超え850万円以下	収入金額×10%+110万円	850万円を超える	195万円	扶養控除申告書										
給与等の収入金額	給与所得控除額																										
162万5,000円以下	55万円																										
162万5,000円を超え180万円以下	収入金額×40%-10万円																										
180万円を超え360万円以下	収入金額×30%+8万円																										
360万円を超え660万円以下	収入金額×20%+44万円																										
660万円を超え850万円以下	収入金額×10%+110万円																										
850万円を超える	195万円																										
所得金額調整控除	本人	<p>所得金額調整控除（子ども等） 給与収入が850万円超の人で、本人が特別障害者や、年齢23歳未満や特別障害者の扶養親族等がいる人について、給与所得控除の見直しによる負担増が生じないようにするための控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>所得金額調整控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     子供・特別障害者等を有する者  <b>主たる給与等の収入金額が850万円を超えて</b>                      1. 本人が特別障害                      2. 23歳未満の扶養親族を有する                      3. 特別障害者である同一生計配偶者を有する                      4. 特別障害者である扶養親族を有する                 </td> <td>                     (給与等の収入金額 850万円)×10%                      年収1,000万円超の場合                      (1,000万円-850万円)×10%                       最高15万円                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>所得金額調整控除（年金等） 給与所得と年金所得の両方がある人で、給与所得控除額と公的年金等控除額の両方が10万円引き下げられることにより、負担増が生じないようにするための控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>所得金額調整控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     給与所得と年金所得の双方を有する者                      (確定申告で適用)                 </td> <td>                     (給与所得控除後の給与の金額 1                      +公的年金等に係る雑所得 2) 10万円                      ・ 1 2それぞれ10万円超の場合は10万円                      ・ の所得金額調整控除があればその適用後の金額より控除                 </td> </tr> </tbody> </table>	対象者	所得金額調整控除額	子供・特別障害者等を有する者 <b>主たる給与等の収入金額が850万円を超えて</b> 1. 本人が特別障害 2. 23歳未満の扶養親族を有する 3. 特別障害者である同一生計配偶者を有する 4. 特別障害者である扶養親族を有する	(給与等の収入金額 850万円)×10% 年収1,000万円超の場合 (1,000万円-850万円)×10%  最高15万円	対象者	所得金額調整控除額	給与所得と年金所得の双方を有する者 (確定申告で適用)	(給与所得控除後の給与の金額 1 +公的年金等に係る雑所得 2) 10万円 ・ 1 2それぞれ10万円超の場合は10万円 ・ の所得金額調整控除があればその適用後の金額より控除	所得金額調整控除申告書  確定申告																
対象者	所得金額調整控除額																										
子供・特別障害者等を有する者 <b>主たる給与等の収入金額が850万円を超えて</b> 1. 本人が特別障害 2. 23歳未満の扶養親族を有する 3. 特別障害者である同一生計配偶者を有する 4. 特別障害者である扶養親族を有する	(給与等の収入金額 850万円)×10% 年収1,000万円超の場合 (1,000万円-850万円)×10%  最高15万円																										
対象者	所得金額調整控除額																										
給与所得と年金所得の双方を有する者 (確定申告で適用)	(給与所得控除後の給与の金額 1 +公的年金等に係る雑所得 2) 10万円 ・ 1 2それぞれ10万円超の場合は10万円 ・ の所得金額調整控除があればその適用後の金額より控除																										
基礎控除	本人	<p>本人の合計所得が2,500万円以下の人全員について控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本人の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円を超え2,450万円以下</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円を超え2,500万円以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円を超える</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>基礎控除における〔合計所得金額〕 従たる給与等の収入を含める 給与以外の収入を含める <b>所得金額調整控除があればそれを含めた額</b>により850万円を超えてかつ所得金額調整控除に該当するときはこれを含めた見積額（見積額のみ反映）</p>	本人の合計所得金額	控除額	2,400万円以下	48万円	2,400万円を超え2,450万円以下	32万円	2,450万円を超え2,500万円以下	16万円	2,500万円を超える	0円	基礎控除申告書														
本人の合計所得金額	控除額																										
2,400万円以下	48万円																										
2,400万円を超え2,450万円以下	32万円																										
2,450万円を超え2,500万円以下	16万円																										
2,500万円を超える	0円																										
扶養控除	扶養親族のうち年齢16歳以上の人 = 控除対象扶養親族	<p>扶養親族に対する控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分（扶養親族）</th> <th>控除額</th> <th>対象年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>38万円</td> <td>16歳以上</td> </tr> <tr> <td>特定</td> <td>63万円</td> <td>19歳以上23歳未満</td> </tr> <tr> <td>老人（同居老親等以外の者）</td> <td>48万円</td> <td rowspan="2">70歳以上</td> </tr> <tr> <td>老人（同居老親等）</td> <td>58万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔扶養親族〕 給与等の支払を受ける人と生計を一にする親族等（配偶者、青色事業専従者等除く）で、合計所得金額が<b>48万円</b>以下の人〔同居老親等〕 老人扶養親族のうち本人または配偶者の直系尊属で本人またはその配偶者のいずれかと同居を常況している</p>	区分（扶養親族）	控除額	対象年齢	一般	38万円	16歳以上	特定	63万円	19歳以上23歳未満	老人（同居老親等以外の者）	48万円	70歳以上	老人（同居老親等）	58万円	扶養控除申告書										
区分（扶養親族）	控除額	対象年齢																									
一般	38万円	16歳以上																									
特定	63万円	19歳以上23歳未満																									
老人（同居老親等以外の者）	48万円	70歳以上																									
老人（同居老親等）	58万円																										
ひとり親控除・寡婦控除	本人	<p>本人がひとり親・寡婦の場合について控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>死別</th> <th>離婚</th> <th>未婚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひとり親控除</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>子あり（本人が男性・女性とも）</td> <td>35万円</td> <td>35万円</td> <td>35万円</td> </tr> <tr> <td>寡婦控除</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>子以外（本人が女性のみ）</td> <td>27万円</td> <td>27万円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>子なし（本人が女性のみ）</td> <td>27万円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・本人の所得が500万円以下 ・ひとり親控除と寡婦控除の併用は不可 ・未婚は、住民票に事実婚の記載がない場合のみ対象</p>		死別	離婚	未婚	ひとり親控除				子あり（本人が男性・女性とも）	35万円	35万円	35万円	寡婦控除				子以外（本人が女性のみ）	27万円	27万円	0円	子なし（本人が女性のみ）	27万円	0円	0円	扶養控除申告書
	死別	離婚	未婚																								
ひとり親控除																											
子あり（本人が男性・女性とも）	35万円	35万円	35万円																								
寡婦控除																											
子以外（本人が女性のみ）	27万円	27万円	0円																								
子なし（本人が女性のみ）	27万円	0円	0円																								